

都市計画制度小委員会の審議状況と 東日本大震災対応について

1. 都市計画制度小委員会の審議状況

第6回都市計画・歴史的風土分科会 及び第13回都市計画部会合同会議(2/17)

- ・小委員会の「審議経過報告」を報告。
- ・今後、より実態に即して「審議経過報告」に集約された検討事項の検証と制度の具体的見直しの展望を行っていくこととされた。

東日本大震災

第12回都市計画制度 小委員会(7/4)

- ・津波被災市街地の復興上の課題について審議するとともに、委員から現場の取組状況について報告。 →P.2

第13回都市計画制度 小委員会(8/2)

- ・ケーススタディ等の考え方など、今後の進め方について審議

→P.9

2. 東日本大震災の被災市街地等の復興について

(1) 被災市街地等の復興に関する制度の検討

コンセプト：復興まちづくりを速やかに実現

- ゾーニングの見直しに先行し、可能なところから順次、被災地復興のための事業を実施
- 事業の実施に必要な土地利用調整手続を、ワンストップで迅速に処理

課題の例

- 〔市街化調整区域での開発行為〕
立地基準に適合するものについてのみ、開発行為が許可される
- 〔農用地区域内での農地転用〕
農用地区域内の農地転用は禁止（許可されない）

土地利用再編等に関する制度

- 土地利用、復興のために必要な事業等に関する計画
- 事業に必要な許可の許可基準不要化、ワンストップ処理
- 新しいタイプの都市計画・整備事業
 - ・居住、業務等の集積を図る「市街地復興の先導拠点づくり」のための新たな都市施設
 - ・宅地と農地の一体的整備手法の法制的措置

リンク

復興特区に関する制度

全国的な津波防災に関する制度

- ハード・ソフト施策を総動員した「多重防御」による津波防災まちづくりを推進
- 二線堤等の「津波防護施設（仮称）」
- 地域の実情・安全度等を踏まえた土地利用・建築構造規制

(2)土地利用調整のガイドライン(7月22日)

1.ガイドラインの目的

- ・ 地域経済の復興に向け先導的に地域産業の早期再建を図ることを通じて、被災地の復興を進める必要。
- ・ 建築や開発を誘導するエリアを、市町村等の復興方針において早急に明確化する必要。
- ・ 国が被災地に共通する考え方をガイドラインとして示し、民間復興活動の円滑化・促進。

2.先行的に開発を誘導・促進するエリアの明確化

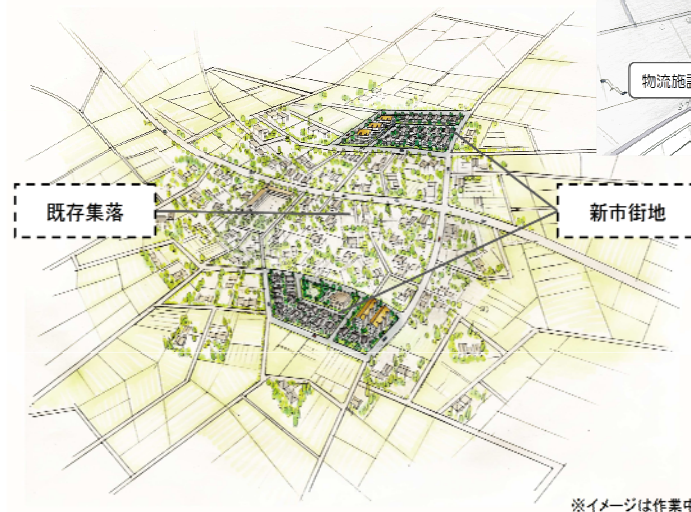
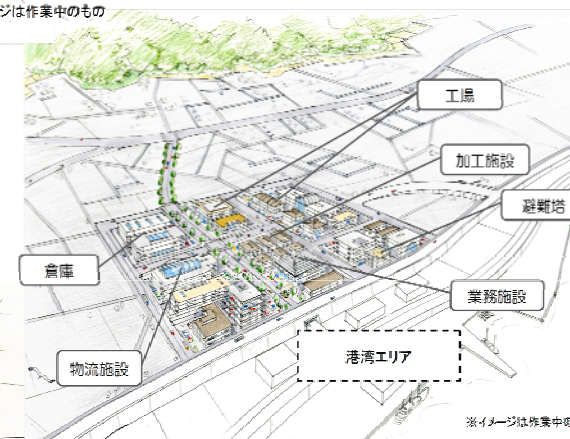
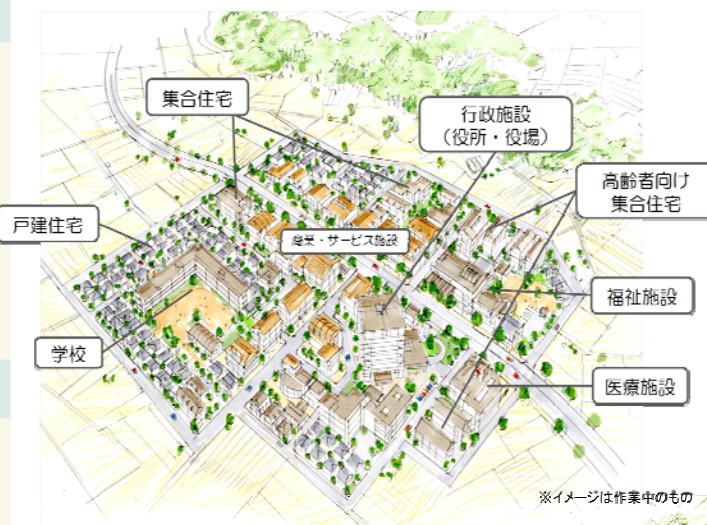
- ・ 誘導・促進するエリアの設定の考え方を示す。
 - ①なるべく集約的な設定。民間復興活動の進捗に配慮。
 - ②業務系土地利用の利便性等の観点からの設定と必要な津波リスク対策。
 - ③居住系土地利用の津波リスクが低いエリアからの誘導。等
- ・ 国の調査において、各被災市町村における上記エリアの設定の取組等についても支援。

3.既存の土地利用計画に適合しない場合における土地利用調整の促進

- ・ 誘導促進エリアが既存の土地利用計画に適合しない場合も、現行制度の弾力的な運用等により、円滑な土地利用調整を実施。
- ・ 現在検討中の総合的一体的な土地利用の再編を迅速に行うための新たな法的枠組について、上記エリアの取扱いが円滑に移行することができるよう配慮。

4.検討

- ・ 逐次必要な事項の追加等の見直しを加える。



(3) 現況調査結果(第1次報告)(8月4日)

- 被災状況調査として、被災地を現地踏査等により詳細に把握する調査を実施。
- これまでの調査で把握できた主な内容(第1次報告)は以下の通り。

<津波の浸水区域、浸水深、建物被災状況>

浸水痕跡調査等により、津波の浸水区域、浸水深を把握した。また、浸水区域の全建物について、被災状況を確認した。

- 浸水区域面積 : 約535km² 、うち4割超が浸水深 2m以上
- 被災建物棟数 : 約22万棟 、うち全壊(流失含む) 約12万棟
- 建物被災状況による浸水区域の区分
 - ①建築物の多くが全壊(流失含む)の区域 ……約 99km²
 - ②建築物の多くが大規模半壊、半壊の区域 ……約 58km²
 - ③それ以外の浸水区域 ……約 363km²

[参考]東京都区部の面積:約622km² 山手線内側の面積:約63km² 関東大震災(大正12年)の焼失面積:約35km²

※ 調査結果は、現時点までに把握できた範囲のものであり、今後、引き続き調査を行って精査することとしているため、今後数値に変更があり得る。

<浸水深と建物被災状況の関係>

浸水深と建物被災状況の全般的な傾向を把握したところ、以下のことが分かった。

浸水深 2m前後で被災状況に大きな差があり、浸水深2m以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下する

<今後の予定>

- ・ 浸水深と建物被災状況の関係について、地理的条件や建物構造などの影響要因を分析。
- ・ 浸水深や建物被災状況と人的被害との関係の把握、津波浸水シミュレーション、避難実態調査、公共公益施設の被害状況調査等を把握。
- ・ 現地状況等から被害状況を把握できなかった地域についても調査を実施して結果を精査。

(4)復興計画の検討状況

各市町村における計画策定スケジュール

		復興計画策定期間				
		H23年度 4～6月	H23年度 7～9月	H23年度 10～12月	H23年度 1～3月	
青森	三沢市			復興計画		
	八戸市		復興計画			
岩手	洋野町	復興ビジョン	復興計画			
	久慈市	復興ビジョン	復興計画			
	野田村	復興基本方針		復興計画		
	菅代村	復興基本方針	復興計画			
	田野畑村		復興基本方針・復興計画		(復興実施計画)	
	岩泉町	復興計画骨子	復興基本計画	(復興実施計画)		
	富古市	基本方針		復興計画		
	山田町	復興ビジョン		復興計画		
	大槌町	復興方針		復興構想	復興計画	
	盛石市		復興プラン・復興プラン			
	大船渡市	復興基本方針	復興計画			
	陸前高田市	震災復興計画策定方針		震災復興計画		
	宮城	気仙沼市		マスタープラン		復興計画
		南三陸町		復興計画		
石巻市		復興構想		復興計画		
女川町			復興計画			
東松島市			復興まちづくり計画(中間とりまとめ)		復興まちづくり計画	
松島町			震災復興基本方針	震災復興計画		
利府町				復興計画		
塩竈市				復興計画		
七ヶ浜町		震災復興基本方針		震災復興計画		
多賀城市			復興ビジョン	震災復興計画		
仙台市		復興ビジョン		復興計画		
名取市			復興計画			
岩沼市			復興計画			
亶理町			震災復興基本方針	震災復興計画		
山元町			震災復興基本方針	震災復興計画		
福島		新地町		復興構想	復興計画	
		相馬市		復興計画		
	南相馬市		復興ビジョン	復興計画		
	広野町		復興計画			
	いわき市		復興ビジョン			
茨城	北茨城市			復興計画		
	高萩市	復興構想				
	日立市		復興計画			
	ひたちなか市	*				
	大洗町			復興構想		
	鹿嶋市	復興構想	復興計画			
千葉	神栖市		復興計画			
	旭市	復興計画策定方針			復興計画	
	山武市			復興計画		

※ 復興構想、復興計画等の策定期間が未定

○全体(43市町村)の約8割にあたる市町村が年内に復興計画を策定予定。

復興計画策定予定

4～6月	0市町村
7～9月	18市町村
10～12月	18市町村
1～3月	4市町村

平成23年8月10日時点(国土交通省作成)

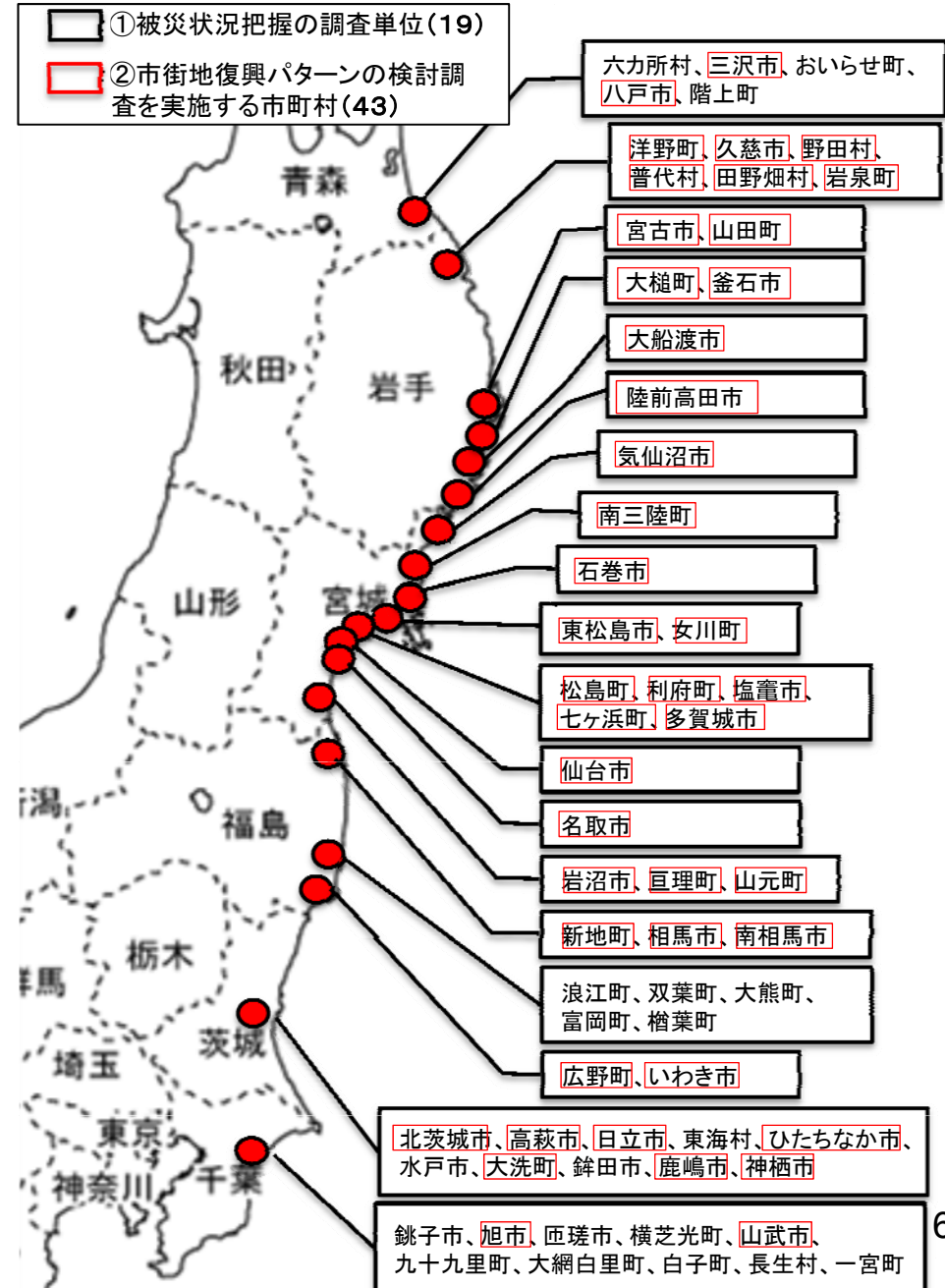
【参考】復興計画策定への支援

国土交通省直轄調査スキームを活用した市町村復興計画策定の強力な支援

被災状況、都市特性に応じた市街地復興パターンの検討を、市町村の要望に応じ43市町村で調査中。

- ・国交省職員を中心として各市町村担当チームを編成
- ・自治体からの問い合わせや調整にワンストップで対応
- ・頻繁に現地に出向き、調整を実施
- ・10省庁連絡会議を設置し各自治体の要望に対応する体制を整備するとともに、必要に応じ現地への担当官の派遣、政策課題への対応策の検討を実施

復興対策本部事務局	内閣府
総務省	財務省
文部科学省	厚生労働省
農林水産省	経済産業省
国土交通省	環境省



【参考】津波被災市街地の復興手法調査

目的： 津波被災市街地の復興に向けた地方公共団体の取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方公共団体にも提供するとともに、復興計画の具体化に応じて国に求められることが想定される技術的助言等に即応できるよう、②被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンを分析し、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行う。

国全体の復興に関する基本的な方針

①被災現況等の調査・分析

復旧対策に力を割かれる地方公共団体を支援するため、地域の復興に必要となる被災状況等の調査を迅速に実施

②被災状況、都市特性等に応じた市街地復興パターンの検討

地方公共団体から国に対して求められることが想定される技術的助言等に迅速に対応できるよう、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興パターンの検討と類型化

③復興手法等の検討

市街地復興パターンに対応した復興手法等を検討

検討
→
成果

地方公共団体における調査、検討成果の活用

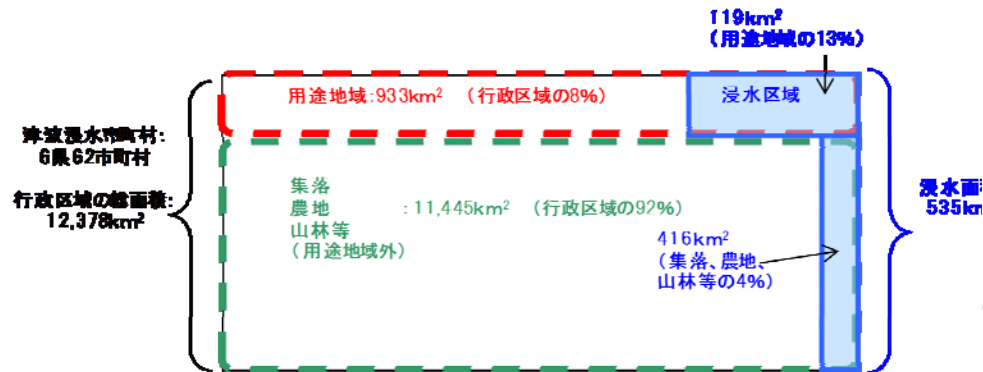
被災状況等の調査・分析データ、市街地復興パターンに対応した復興手法等の提供により、

○ 地方公共団体における市街地の復興方針、復興計画の検討、策定の推進

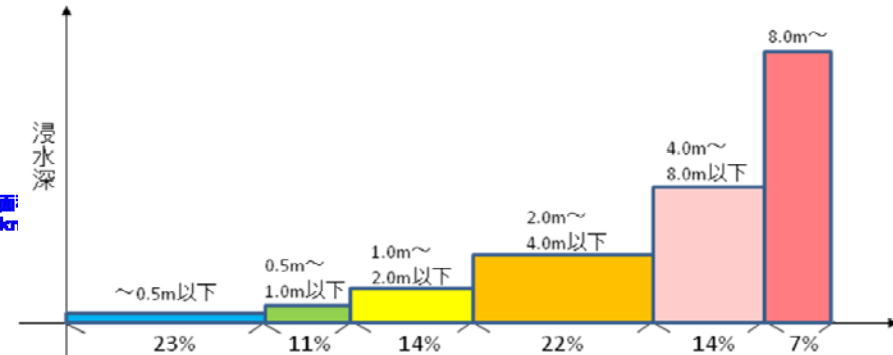
○ 市街地復興計画に基づく復興事業の早期実現

【参考】現況調査結果の詳細(第1次報告)

＜津波災害を受けた市町村の土地利用概況(速報値)＞

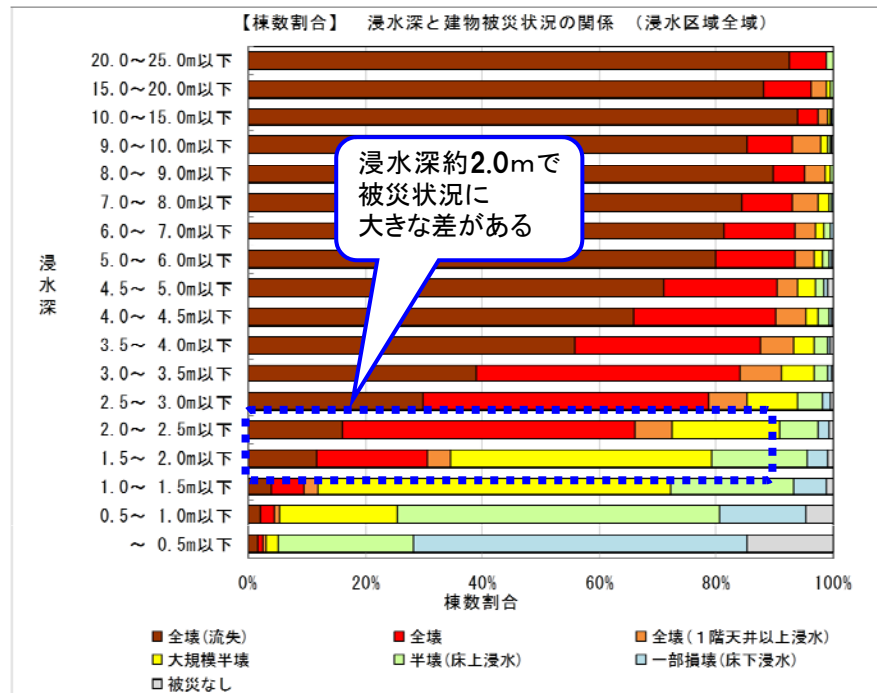


＜浸水区域全体に占める各浸水深の割合＞

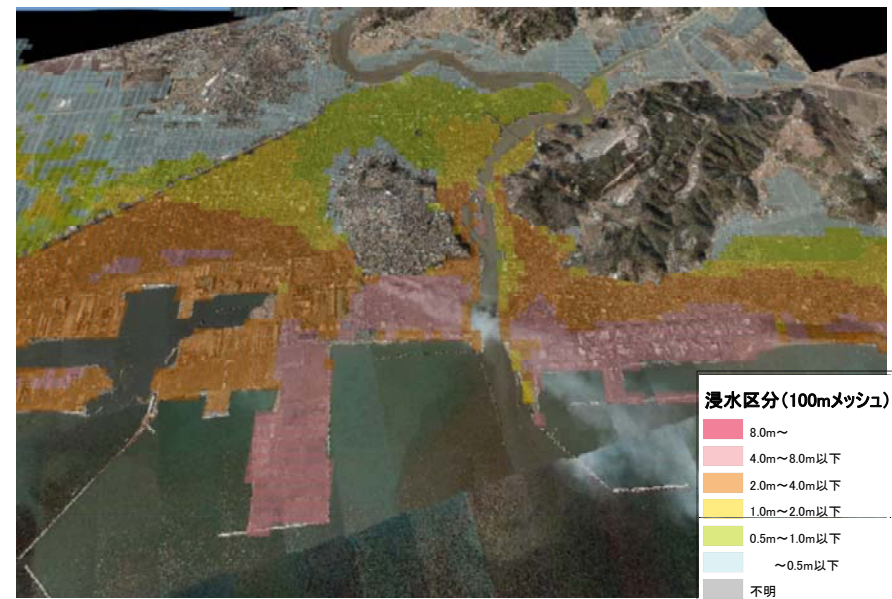


※ 福島原発事故に係る警戒区域内については、浸水深の把握は行っていないため、合計は100%にならない。

＜【棟数割合】浸水深と建物被災状況の関係(浸水区域全域)＞



＜把握した浸水深の例(石巻市)＞



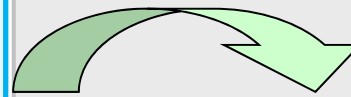
3. 都市計画制度見直し検討の当面の進め方(第13回都市計画制度小委員会)

スケール、エリア

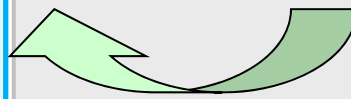
着眼点の例

- 広域・都市圏レベル
～ 街区・コミュニティレベル
(意思決定や合意形成構造の相違)
- 大都市部
(経済的ポテンシャルが相対的に高いが急速に高齢化が進展)
～ 地方都市部
(人口減少傾向と空地化圧力の強まり、活力の維持増進)
- 都市計画区域外や周辺部の、機能が未分化で混在的な「基質」的領域
～ 都市中心部
- 良好な緑地・農地等の保全や住宅地の環境の維持
(安定的土地利用)
～ 土地利用の転換が必要な地域
- 東日本大震災被災地(前回審議)
～ 災害リスクを抱えるエリア
(「事前復興」や恒久的仕組)

当面の進め方



ケース
スタディ
等



「集約型都市構造化」の意義や
「リーディングプロジェクト」等の
明確化

システム

「審議経過報告」で言及された着眼点の例

- 計画の定期見直し検討ルール
- 都市計画区域マスタープランの広域化と都市計画区域との関係の見直し
- 市街化区域の性格付けの見直し
(メリハリ強化)
- 用途地域と地区計画の関係、容積率制度の位置付けの見直し
- 緑地や農地などの非建築的土地利用
(空地、跡地)を重視し、建築的土地利用と一体的に取り扱う空間管理の仕組
(空間のリサイクル、キャップ&トレード手法、規制誘導手法強化)
- 協定や合意に基づく都市計画運営の仕組

運用の見直し・スタンダード
確立

特定課題に対応した制度
改正における展開

都市計画制度総体としての
体系的見直し